

温室効果ガス排出量/環境情報 検証報告書

2025 年 8 月 29 日

キッコーマン株式会社 御中

一般社団法人日本能率協会
サステナビリティセンター
上級経営管理者 前田 雅彦



1. 検証の対象及び目的

キッコーマン株式会社（以下「事業者」という。）が作成した算定対象^{※1}における算定結果「2024 年度算定報告書」（以下「算定報告書」という。）に記載の 2024 年度（海外 4 法人以外は 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで、あるいは、海外 4 法人は 2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日まで：以下「算定対象期間」という。）の以下の温室効果ガス（GHG）排出量情報、及び、環境情報（水使用量）（以下「算定情報」という。）に関して、事業者は、一般社団法人日本能率協会 サステナビリティセンター（以下「当協会」という。）に対し、限定的保証を目的とした検証を依頼した。

1) スコープ 1 GHG 排出量

- ・算定対象における都市ガス、LPG、天然ガス、ガソリン、軽油、A 重油、灯油、しょうゆ油の使用に伴って直接的に排出される CO₂ 排出量
- ・算定対象の事業活動に伴い排出される CH₄、N₂O 排出量
- ・算定対象におけるドライアイスの使用、及び、フロンガス漏洩に伴って排出される GHG 排出量

2) スコープ 2 GHG 排出量

算定対象における電力、熱の使用に伴って間接的に排出される CO₂ 排出量

3) スコープ 3 GHG 排出量

算定対象の事業活動におけるスコープ 3 カテゴリ 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 12^{※2}において排出される CO₂ 排出量

4) 水使用量

算定対象における取水量、排水量、消費量

検証の目的は、事業者の算定情報が算定方法^{※3}に従って、正確に測定、算出されているかについて、独立の立場から結論を表明することである。算定報告書を作成し算定情報を報告する責任は事業者にあり、当協会の責任は、独立の立場から算定報告書に記載された算定情報に対して限定的保証業務を実施して、結論を表明することにある。なお、事業者と当協会との間には、特定の利害関係はない。

2. 検証手続き

当協会は、GHG 排出量情報に関しては ISO14064-3:2019、環境情報に関しては ISAE3000 に準拠して検証を実施し、以下の事項を実施した。なお、限定的保証業務は、合理的保証業務における手続きと比較してその種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどに高い水準の保証を与えるものではない。

- 算定報告書に記載の算定情報を決定するために用いられた情報に関する算定方法、排出量算定システム、及び、関連資料の確認
- キッコーマン(株) 環境部、キッコーマン食品(株) 野田工場、及び、日本デルモンテ(株) 群馬工場への現地訪問による算定対象範囲、燃料等監視点、排出量把握方法、算定体制等確認、及び、本社地区での算定報告書作成に関わる主な担当者へのインタビュー
- 算定情報の正確性を確認するためのサンプリングによる根拠となる資料の確認

3. 検証の結論

算定報告書に記載された算定対象期間の算定情報は、算定方法に従って、すべての重要な点において正確に測定、算出されていないと認められるような事項は発見されなかった。

検証された温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ e)	
スコープ 1 ^{※4}	102,408
スコープ 2 ^{※5} マーケット基準	42,080
スコープ 2 ^{※5} ロケーション基準	111,172
スコープ 3 ^{※6}	2,452,702
スコープ 3 内訳	
カテゴリ 1	1,752,863
カテゴリ 2	147,006
カテゴリ 3	44,784
カテゴリ 4	360,748
カテゴリ 5	8,315
カテゴリ 6	1,006
カテゴリ 7	2,856
カテゴリ 8	278
カテゴリ 9	27,501
カテゴリ 10	50,695
カテゴリ 12	56,650

検証された水使用量 (m ³)	
取水量	7,558,353
排水量	6,194,977
消費量	1,363,377

NOTE:

※1：算定対象

スコープ 1 GHG 排出量：

- ・燃料等の使用に伴って排出される CO₂ 排出量：キッコーマン(株)および連結子会社を対象
- ・事業活動に伴い排出される CH₄, N₂O 排出量：キッコーマン食品(株) 野田工場・高砂工場、流山キッコーマン(株)、マンズワイン(株) 勝沼ワイナリー、日本デルモンテ(株) 群馬工場・長野工場、キッコーマンソイフーズ(株) 岐阜工場・茨城工場、キッコーマンバイオケミファ(株) 鴨川プラント、SIAM DEL MONTE COMPANY LIMITED
- ・ドライアイスの使用：昆山統万微生物科技有限公司
- ・フロンガス漏洩：キッコーマン食品(株) 野田工場・高砂工場、北海道キッコーマン(株)、キッコーマンフードテック(株) 本社工場・中野台工場・江戸川工場・西日本工場、流山キッコーマン(株)、埼玉キッコーマン(株)、マンズワイン(株) 勝沼ワイナリー・小諸ワイナリー、日本デルモンテ(株) 群馬工場・長野工場、キッコーマンソイフーズ(株) 岐阜工場・埼玉工場・茨城工場、キッコーマンバイオケミファ(株) 江戸川プラント・鴨川プラント、宝醤油(株)、キッコーマン(株) 野田本社・東京本社・研究開発本部・キッコーマン総合病院、キッコーマン食品(株) 野田本社・東京本社・商品開発本部・近畿支社、KIKKOMAN FOODS, INC., KIKKOMAN (S) PTE LTD, KIKKOMAN FOODS EUROPE B.V.,

統萬股份有限公司、昆山統萬微生物科技有限公司、統萬珍極食品有限公司、
 SIAM DEL MONTE COMPANY LIMITED、帝門食品（廈門）有限公司
 スコープ2、及び、スコープ3 GHG 排出量：キッコーマン(株)および連結子会社を対象
 水使用量：キッコーマン(株)および連結子会社の生産拠点を対象

キッコーマン食品(株) 野田工場・高砂工場、北海道キッコーマン(株)、キッコーマンフードテック(株)
 本社工場・中野台工場・江戸川工場・西日本工場、流山キッコーマン(株)、埼玉キッコーマン(株)、マンズワイン(株)
 勝沼ワイナリー・小諸ワイナリー、日本デルモンテ(株) 群馬工場・長野工場、キッコーマンソイフーズ(株)
 岐阜工場・埼玉工場・茨城工場、キッコーマンバイオケミファ(株) 江戸川プラント・鴨川プラント、宝醤油(株)、
 KIKKOMAN FOODS, INC.、KIKKOMAN (S) PTE LTD、KIKKOMAN FOODS EUROPE B.V.、統萬股份有限公司、
 昆山統萬微生物科技有限公司、統萬珍極食品有限公司、SIAM DEL MONTE COMPANY LIMITED、
 帝門食品（廈門）有限公司

※2：スコープ3の各カテゴリの概要

- カテゴリ1（購入した製品・サービス）：原材料、包装資材、製造委託、及び、販売のために仕入れた製品を対象
- カテゴリ2（資本財）：設備投資金額を対象
- カテゴリ3（スコープ1,2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動）：使用した燃料、電力、熱を対象
- カテゴリ4（輸送、配送（上流））：購入した原材料、包装資材、及び、販売のために仕入れた製品の自社への輸送、販売した製品の荷主輸送を対象
- カテゴリ5（事業から出る廃棄物）：算定対象の生産拠点、大規模な間接部門から出る産業廃棄物、一般廃棄物を対象
- カテゴリ6（出張）：従業員の出張を対象
- カテゴリ7（雇用者の通勤）：従業員の所属拠点への通勤を対象
- カテゴリ8（リース資産（上流））：海外の賃借物件における操業、及び、国内のカーシェアリングの利用を対象
- カテゴリ9（輸送、配送（下流））：物流拠点から小売店舗までの陸上輸送を対象
- カテゴリ10（販売した製品の加工）：販売した製品の調味料への加工を対象
- カテゴリ12（販売した製品の廃棄）：販売した製品の包装資材の廃棄を対象

※3：スコープ1,2,3の算定方法

「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（ver.2.7）」、「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース（ver.3.5）」、及び、事業者が作成した「算定手順書」

- ※4：・都市ガスの排出係数：ガス事業者別排出係数を使用
 ・天然ガスの排出係数：天然ガス事業者別排出係数を使用
 ・しょうゆ油の排出係数：事業者算定値を使用

※5：電力・熱の排出係数

- ・電力国内マーケット基準：電気事業者・メニュー別基礎排出係数を使用
- ・電力国内ロケーション基準：全国平均係数を使用
- ・電力海外マーケット基準：電力会社公表資料、US EPA eGRID with 2023 Data を使用
- ・電力海外ロケーション基準：US EPA eGRID with 2023 Data、IEA Emissions Factors 2024 を使用
- ・熱排出係数：温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（Ver6.0）を使用

※6：スコープ3の値（t-CO₂e）は各カテゴリの小数点以下も含めた合計値

4. 当協会の独立性と品質管理

ISO14065:2020 に適合する包括的なマネジメントシステムを当協会は導入し、維持している。これは、国際会計士倫理基準審議会による品質マネジメント基準1、及び、誠実性、客観性、職業専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性等の要件を含む職業会計士の倫理規定における要求を満たすものである。

以上